

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

(2) 総事業費の推移				単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	58	609	879	1,020	1,020
			県支出金	千円	58	609	879	1,020	1,020
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	61	823	880	1,020	1,020
			事業費計(A)	千円	177	2,041	2,638	3,060	3,060
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	3
			延べ業務時間	時間	1,600	1,600	1,600	2,560	5,376
			人件費計(B)	千円	6,645	6,640	6,670	10,350	21,735
			トータルコスト(A)+(B)	千円	6,822	8,681	9,308	13,410	24,795

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の「若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」施策において「子育て世代包括支援センター」の全国展開を目指す方向を打ち出し、母子保健相談支援事業が利用者支援事業の定義に該当しうる内容であり、また、子ども子育て支援法による法的根拠のもとで長期的・安定的に事業を実施できるよう、利用者支援事業に母子保健型という類型が設けられ実施に至っている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	わが国の危機的な人口減少問題を克服するためには、若い世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境の実現が必要であるが、現実には虐待による死亡事故が後を絶たない状況にある等、さまざまな悩みを抱え、支援を必要とする子育て世代が少なからずあり、早急な対応が求められている。 2020年度までに全ての市町村に子育て世代包括支援センターに専任母子保健コーディネーター（保健師）を配置し展開することとなっている。平成28年度からセンター（機能）を設置したが、母子保健コーディネーターを兼任で2名配置していたため、令和2年度より専任母子保健コーディネーターを3名（専任保健師2名・看護師1名）配置する。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	平成28年2月定例会一般質問において、高齢出産への不安を抱える妊婦が少なくない、核家族化の進行などにより子育ての相談ができない孤立している母親への支援や子育てと介護が重なるダブルケアの問題など多岐に渡る生活形態を踏まえ切れ目のないワンストップの子育て世代包括支援センターの開設に関する意見が出された。

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略、次世代育成支援対策行動計画、子ども・子育て支援事業計画に基づく事業で実施しており、結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 子ども・子育て支援法、母子保健法に規定されており妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 子ども・子育て支援法、母子保健法に基づき実施するものであり、対象・意図は適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 専任母子保健コーディネーターを配置し全妊婦へプランを作成するため工場の余地がある。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 子ども・子育て支援法、母子保健法に基づき実施しており廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費で実施しているので削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しているので削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 全ての妊婦の把握は実施している。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持																							
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持																							
	低下																							